

#### 4 善監委告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和4年11月16日

善通寺市監査委員 櫛田真作  
善通寺市監査委員 林野忠弘

#### 令和4年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

#### 記

##### 1 監査内容

令和4年4月1日から令和4年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

##### 2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館） 市民会館

### 3 監査の期間

令和4年10月11日（火）から令和4年10月17日（月）まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して、実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

#### **各課共通事項**

（教育総務課・市民会館）

##### **管轄裁判所・合意裁判所について**

エレベーターの点検業務委託契約書中、管轄裁判所・合意裁判所が相手方の会社の所在地を管轄する裁判所となっている。仮に、契約に起因する紛争に関して訴訟等が生じた場合、職員、弁護士交通費、移動時間等の負担が大きくなる。

従って、契約や契約更新の際には管轄裁判所は本市を管轄する裁判所とされたい。

（隣保館・保育所・教育総務課・生涯学習課・市民会館）

##### **施設の機械警備委託に係る随意契約について**

施設の警報システム等による機械警備の委託については、各課において前年度の契約者を相手方として随意契約を締結している。

これは、機械が受注者側の所有であり、設置、撤去にも多大な経費を要すること、また、機械が耐用年数を有することなどの理由によるものであると解している。

地方自治法施行令では、随意契約によることができる場合が定められているが、各課から提出された監査資料において、当該契約は、同法第167条の2第2号又は第6号のどちらを根拠とするのか見解が分かれるところである。

解釈により、どちらを適用するか難しいところではあるが、業務内容が同様であることから、次回の契約に係る起案書の作成においては根拠条文を統一されたい。

## 個別指摘事項

(環境課)

### 家庭ごみ収集運搬等業務の契約について

家庭ごみ収集運搬等業務については、公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会と労働者派遣個別契約を締結し、雇用形態が派遣社員として行われているところであるが、同契約書中「就業先」欄には、環境課の所在地でなく市役所の所在地が記載されている。

派遣社員の就業先は環境課であるため、次回の契約の際には、就業先である環境課の所在地を記載するよう改善されたい。

(教育総務課)

### 貼付された収入印紙の印紙税額について

中央小学校、東部小学校及び西中学校の空調機保守点検業務委託契約書には適正でない印紙税額の収入印紙が貼付されている。

印紙税については、地方公共団体は非課税者となっているため、相手方の作成する契約書に相手方が印紙を貼付することになる。

契約の際には、印紙税額を最新の「印紙税額一覧表」で確認されたい。

(市民会館)

### 行政財産の目的外貸付について

善通寺市上下水道工事業協同組合の事務所については、現在、行政財産の貸し付け契約により市民会館の印刷室の一部を貸し付けている。

行政財産の貸し付けは、地方自治法及び同法施行令により、その用途又は目的を妨げない限度で貸し付けが可能としており、貸し付けることができるのは「庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用される部分以外の部分がある場合とする」と規定されている。

一方で、使用許可について「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

法令の規定から鑑みると当該事務所については、行政財産の目的外使用の許可に基づく処分が適正であると考えられるため、今回は適切に対応されたい。